

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の取消しについて

1 処分を受ける事業者名等

事業者の名称	株式会社 来夢
代表者の名称	代表取締役 大東 誠
事業者の所在地	大分県大分市大字津守字船橋1221番地
事業所の名称	デイサービスセンターくるみ
事業所の所在地	大分県大分市大字津守字船橋1221番地
事業所番号	4470105646
サービス種類	通所介護
処分年月日	令和3年2月19日
指定取消年月日	令和3年3月31日

2 処分理由

(1) 不正の手段による指定（法第77条第1項第9号）

指定更新申請において、添付書類である「勤務形態一覧表」の生活相談員等の出勤日を水増しし、人員基準を満たす虚偽の書類を提出し、不正の手段により指定更新を受け、指定更新日においても人員基準を満たしていなかったため。

3 処分に伴う返還額

本件は不正請求を処分事由としていないため、経済上の措置を課さない。

ただし、誤って算定していた加算及び指定更新日より生活相談員が配置されていない日に受領した介護報酬については、過誤調整により該当する保険者に返還するように指導する。